令和2年度租税滞納状況について

国税庁では、適正かつ公平な徴収を実現するため、期限内収納の確保に努めるとともに、滞納となったものについては、納税者個々の実情を踏まえながら、法令等に基づき、納税緩和措置の適用や滞納処分を実施するなどして確実な徴収に努めています。

特に、新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方に対しては、法令等に基づき、<u>納</u>税の猶予等の納税緩和措置を迅速かつ柔軟に適用するなど、引き続き、適切に対応しています。

- (注1) 滞納とは、国税が納期限までに納付されず、督促状が発付されたものをいいます。
- (注2) 令和2年4月30日に施行された「納税の猶予制度の特例」を適用中の国税は、滞納に含まれません。

○ 令和2年度租税滞納状況

(単位:億円)

	Α	В	С	D(A+B-C) 令和2年度末 滞納整理中 のものの額		
	令和元年度末					
	滞納整理中	新規発生	整理済額			
	のものの額	滞納額				
	(前期繰越額)			(次期繰越額)		
 全税目	(93.1%)	(107.0%)	(85.1%)	(109.7%)		
土1九日	7,554	5,916	5,184	8,286		
所 得 税	3,328	1,366	1,352	3,342		
内 源泉所得税	1,090	195	232	1,054		
内 申告所得税	2,238	1,171	1,121	2,288		
法人税	946	805	670	1,081		
相 続 税	572	236	247	561		
消費税	2,668	3,456	2,879	3,245		
その他税目	41	53	36	57		

- (注) 1 括弧内の数値は、対前年度比です。
 - 2 地方消費税を除いています。
 - 3 令和3年4月及び5月に督促状を発付した滞納のうち、その国税の所属年度(納税義務が成立した日の属する年度)が令和2年度所属となるものを含んでいます。
 - 4 各々の計数で四捨五入をしているため、合計が一致しない場合があります。

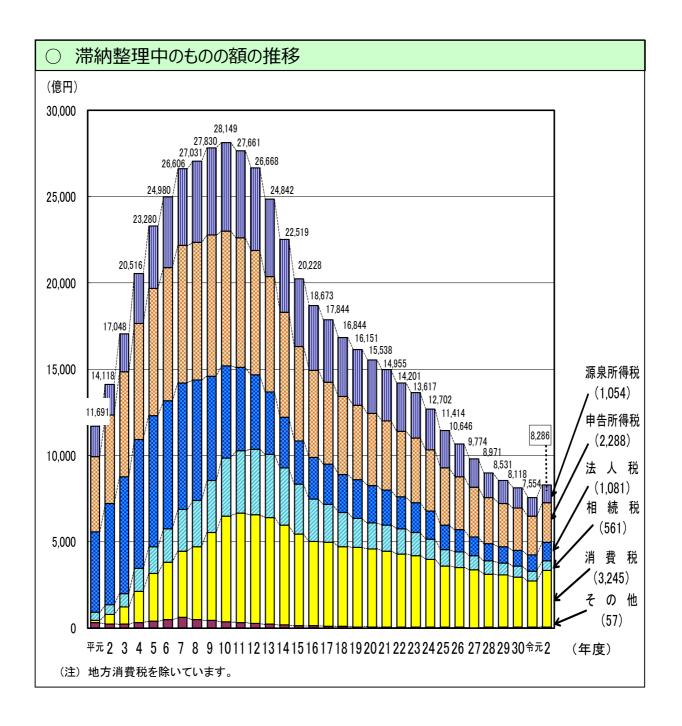
滞納整理中のものの額(滞納残高)

- 滞納整理中のものの額は 8,286 億円で、ピーク時(平成 10 年度)の約3割-

令和2年度における滞納整理中のものの額は、8,286 億円となっており、令和元年度と比較すると、732 億円(+9.7%) 増加しました。

滞納整理中のものの額は、ピーク時(平成10年度)の約3割となっています。

(注) 平成 10 年度の滞納整理中のものの額は、2 兆 8,149 億円



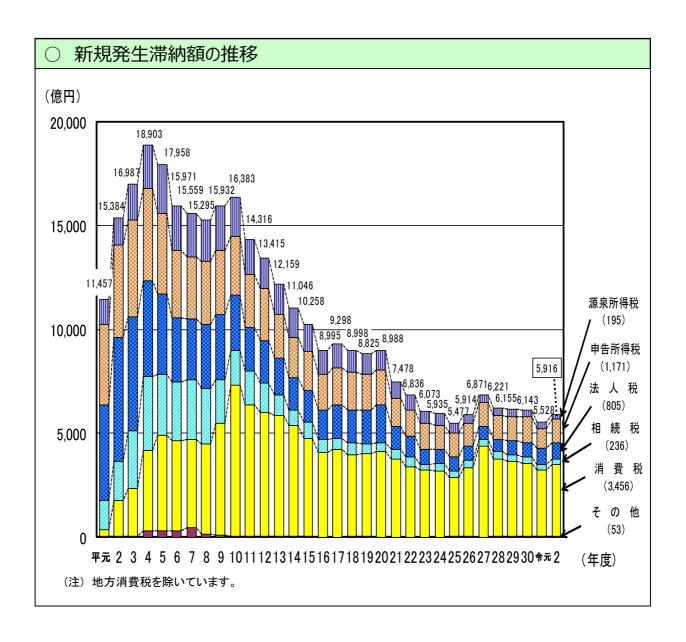
新規発生滞納額

- 新規発生滞納額は 5,916 億円で、ピーク時(平成4年度)の約3割-

令和 2 年度における新規発生滞納額は、5,916 億円となっており、令和元年度と比較すると、 388 億円 (+7.0%) 増加しました。

新規発生滞納額は、ピーク時(平成4年度)の約3割となっています。

(注) 平成4年度の新規発生滞納額は、1兆8,903億円

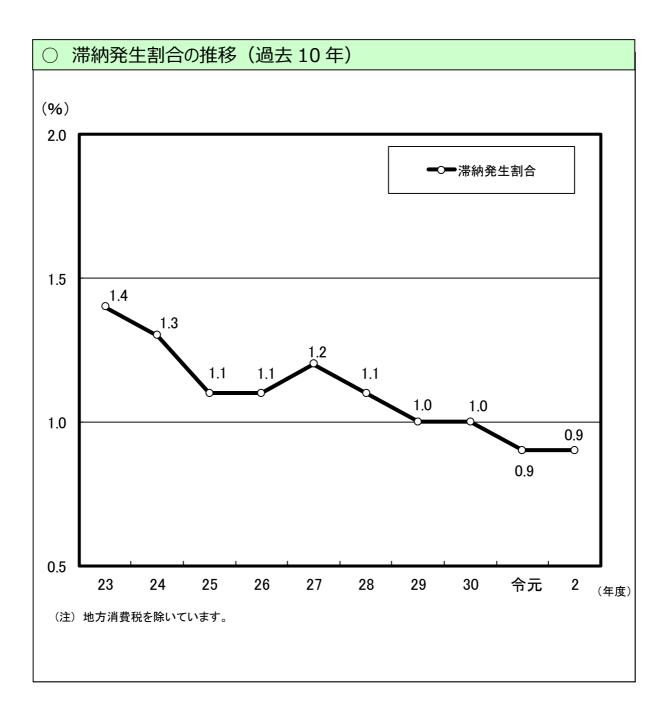


滞納発生割合

- 滞納発生割合は 0.9%で、引き続き、低水準で推移 -

令和2年度における滞納発生割合は、0.9%となっており、令和元年度から増減はありませんで した。

(注) 滞納発生割合とは、徴収決定済額(申告などにより課税されたものの額)に占める新規発生滞納額の割合をいいます。

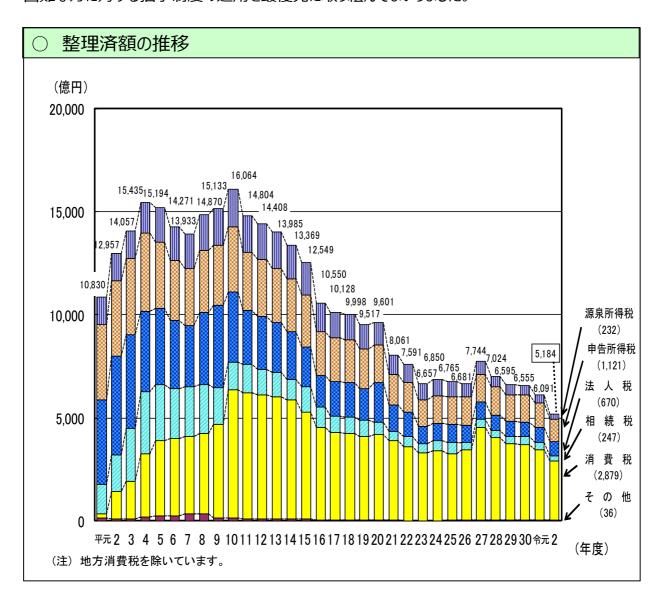


整理済額

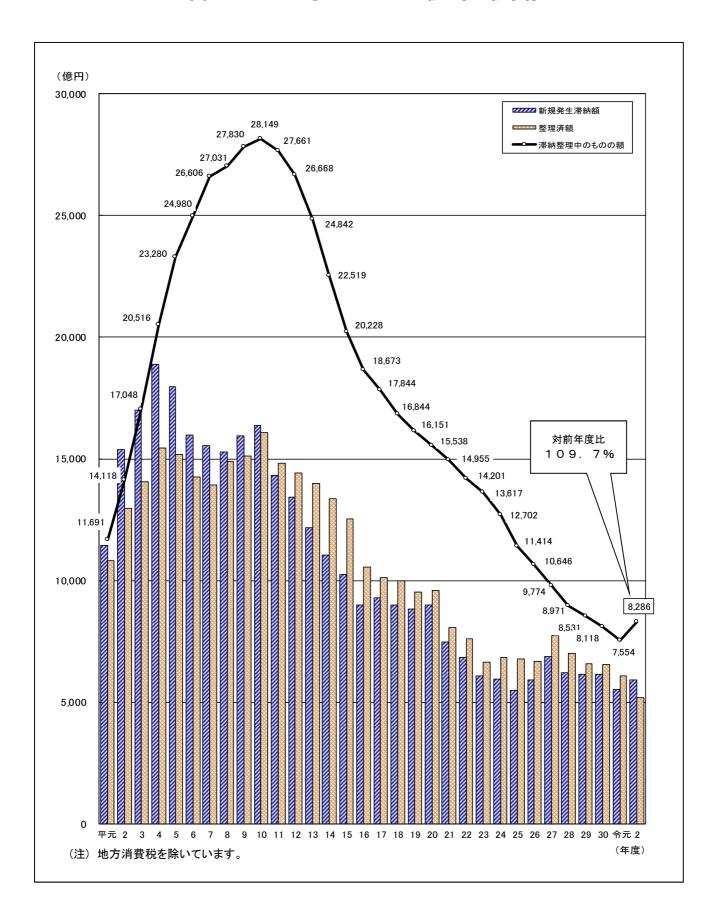
- 整理済額は 5,184 億円で、前年度から減少 -

令和2年度における整理済額は、5,184 億円となっており、令和元年度と比較すると 907 億円(▲14.9%)減少しました。

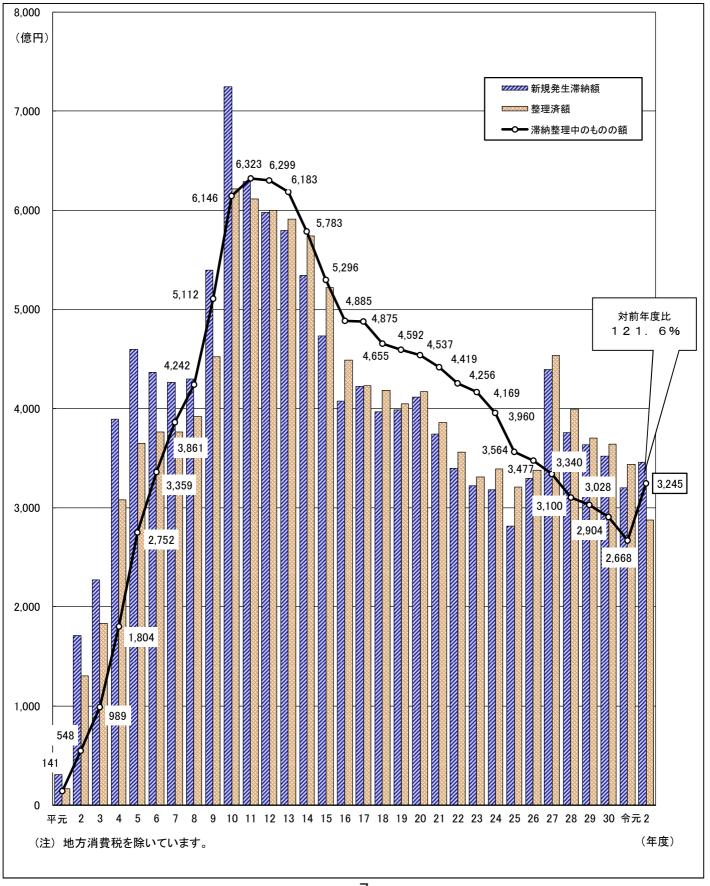
なお、国税庁においては、令和2年3月以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、納税が 困難な方に対する猶予制度の適用を最優先に取り組んでまいりました。



滞納整理中のものの額の推移(全税目)



滞納整理中のものの額の推移(消費税)



主要税目別の租税滞納状況

(単位:億円)

												(単位:18円)
区分		A 前年度末		В		С				D(A+B-	-C)当年度末	
税目		滞納整理中の	のものの額	新規発生	上滞 納 額	整 理 済 額		滞納整理中のものの額				
			外 777		外 948		外 975	5			外 750	
		30	(95.1%)		(99.8%)		(99.4%)				(95.2%)	
			(,	8,531	(= = = = = ,	6,143	(6	,555	(=====	8,118
소	全税目合品		外 750	0,001	外 866	0,170	外 922	7		,000	外 694	0,110
-			(95.2%)		(90.0%)		(92.9%)				(93.1%)	
4			(33.270)	8,118	(90.0%)	5,528	(32.3/0)		6	,091	(93.170)	7,554
-			外 694	0,110	外 973	3,326	外 803	······		1,091	外 864	7,554
			(93.1%)								(109.7%)	
			(93.1%)	7.554	(107.0%)	E 010	(85.1%)		-	104	(109.7%)	0.000
			(00.0%)	7.554	(104.0%)	5.916	(100.00/	1		.184	(0.4.40/)	8.286
	所	30	(93.6%)	0.040	(104.2%)	1 501	(100.9%	1)	4	707	(94.4%)	0.001
	771		(0.4.40/)	3,848	(70.00)	1,581	(0.0.40/)			,797	(0.1.00/)	3,631
	得	令元	(94.4%)		(79.0%)		(86.4%)				(91.6%)	
主				3,631		1,249			1	<u>.552</u>		3,328
	税	2	(91.6%)		(109.4%)		(87.1%)				(100.4%)	
	_			3,328		1,366			1	,352		3,342
	源	30	(90.8%)		(95.3%)		(95.8%)				(90.1%)	
	泉			1,305		324				453		1,176
-	所	令元	(90.1%)		(95.5%)		(87.3%)				(92.7%)	
要	得			1,176		310				396		1,090
	税		(92.7%)		(63.0%)		(58.8%)				(96.7%)	
				1,090		195				232		1,054
		30	(95.1%)		(106.8%)		(102.8%)			(96.6%)	
	申			2,543		1,256			1	.344		2,455
税	告 所 得 税		(96.6%)		(74.8%)		(86.1%)				(91.1%)	·
				2,455		939			1	,157		2,238
			(91.1%)		(124.7%)		(96.9%)				(102.2%)	·
	170	2		2,238		1,171			1	,121		2,288
			(93.1%)	,	(106.8%)	,	(95.9%)				(100.6%)	Í
目	法	30		913		697				692		918
			(100.6%)		(109.7%)		(106.7%	5)			(102.9%)	
	人	令元		918	,	765	[738		946
	税		(102.9%)		(105.3%)	,,,,	(90.8%)				(114.3%)	
	ተπ	2	(11211)	946	(805	(=====,			670	, , , , , , ,	1,081
 -			(94.2%)	0 10	(98.3%)	000	(108.6%	3)		070	(88.7%)	1,001
別	相	30	(0 1.270)	708	(00.0%)	308	(100.0%	''		388	(00.770)	629
		***************************************	(88.7%)	700	(89.3%)	000	(85.6%)			000	(90.9%)	UZU
	続	令元	(00.770)	629	(00.0%)	275	(00.070)			332	(00.070)	572
	4 11		(90.9%)	023	(85.7%)	210	(74.2%)			002	(98.2%)	572
	税	2	(30.070)	572	(30.7/0)	236	7 7.2/0/			247		561
の		1	外 777	312	外 948	230	外 975	5		4+1	外 750	301
		30	(97.7%)		(96.9%)		(98.4%)				(95.9%)	
	2314	30	(31.1/0)	3,028	(30.3/0)	3,521	(30.4%)		•	,644	(30.3%)	2,904
	消		外 750	3,026	外 866	3,521	外 922			,044	外 694	2,904
	費											
1 ,	貝	市元	(95.9%)	0.004	(91.0%)	2 000	(94.3%)		_	400	(91.9%)	0.660
内	税		H 004	2,904	H 070	3,202	H 000			,438	H 004	2,668
	176	_	外 694		外 973		外 803				外 864	
		2	(91.9%)	0.000	(107.9%)	0.1-5	(83.7%)		_		(121.6%)	6 6 4 =
訳 <i>O</i> . 化		-	(4.00.75)	2,668	(0.0.0%)	3,456	(4.4.5.5	`	2	.879	(405 :::)	3,245
	そ	30	(129.7%)		(92.9%)		(110.9%)			(105.1%)	
	0	<u> </u>		34		35				34		36
	他	令元	(105.1%)		(101.3%)		(91.7%)				(113.9%)	
	税			36		36				31		41
	目	2	(113.9%)		(147.1%)		(117.5%	5)			(140.5%)	
				41		53				36		57

⁽注) 1 括弧内の数値は、対前年度比です。

ただし、地方税法附則第9条の4の規定により、当分の間、国が消費税の賦課徴収と併せて地方消費税の賦課徴収を行うものとされていることから、「全税目合計」欄及び「消費税」欄の外書として、地方消費税の滞納状況を示しています。

² 上記の計数は、国税の滞納状況を示したものであるため、地方消費税を除いています。 ただし、地方的法解則第9条の4の規定により、当会の関係関係が選邦の歴史の関係による。

³ 各々の計数において、億円未満を四捨五入したため、合計とは一致しない場合があります。